

令和5年（2023年）6月9日
公立大学法人熊本県立大学

学生への不適切な指導に係る職員の懲戒処分等について
本学教員による学生への不適切な指導に関し、下記のとおり懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

1 処分の内容

(1) 被処分者

公立大学法人熊本県立大学総合管理学部 准教授 44歳（男性）

(2) 処分の種類

減給処分（平均賃金1日分の半額）

(3) 処分の時期

令和5年6月9日

(4) 事実の概要

総合管理学部において、令和3年度の専門科目履修学生2名が作成する論文について、被処分者である准教授が当該論文の一部を代筆し、その代筆に盗用した箇所が含まれていた。

2 その他

- ・ 上記教員を管理監督する立場にある総合管理学部長について、令和5年6月9日付けで文書訓告処分とした。
- ・ 上記学生2名の論文は、代筆及び盗用の事実が完成前に発覚したため、改めて指導し執筆させた。

【問い合わせ先】

公立大学法人熊本県立大学

加藤・二宮

TEL：096-383-2929